

青森市いじめ防止対策審議会の会議の公開について

本審議会の会議の公開においては、「青森市いじめ防止対策審議会条例」及び「青森市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に沿った対応が必要となることから、本審議会の対応について以下に示す。

概 要

審議会の会議は公開する。ただし、会長又は委員等の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

審議会の会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、公表する。

1 会議の傍聴について

○原則として傍聴を認める。

○青森市ホームページの掲載等により、会議の開催を事前に公表する。

○次のいずれかに該当する場合は会議の全部又は一部の傍聴を認めない。

・個人情報等を含む審議

・公にすることが適当でない審議

○会議に諮った上で、上記以外の理由により会議の全部又は一部の傍聴を認めないことができる。ただし、その場合は理由を明らかにしなければならない。

2 会議概要の公表

○会議の傍聴を認める・認めないに関わらず、会議終了後、速やかに会議概要・資料を青森市ホームページ等に公開する。

○個人情報・会議発言者氏名は公開しない。